

子ども・子育て支援事業計画中間見直しについて

1 見直しの経緯

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、認定区分ごとの人数が量の見込みと大きく乖離する場合には、計画期間中の中間年を目安として、必要な場合は計画の見直しを行うこととなっている。

本年度、内閣府より示された中間見直しの考え方に基づき、静岡県健康福祉部こども未来課と調整のうえ、計画の中間見直しを実施する。

2 認定区分

幼稚園・保育園・こども園等の施設の利用を希望する小学校就学前の子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有するか、また、子ども・子育て支援法第19条第1項の規定のどの区分に該当するかを認定すること。

【子ども・子育て支援法における認定区分】		子ども・子育て支援法(第19条第1項第1号～第3号)	
5歳児	1号認定	2号認定	1号認定 3歳から5歳の子どもであって、 2号認定子ども以外のもの (幼稚園、認定こども園)
4歳児			
3歳児	(私立:満3歳)	3号認定	
2歳児			
1歳児			3号認定 3歳未満の子どもであって、 保護者の就労等の事由により家庭 において必要な保育を受けること が困難であるもの (保育園、認定こども園)
0歳児			
	幼稚園	保育園	
	こども園		
	幼稚園部	保育園部	

3 事業計画の見直し

(1) 見直し項目及び年度

教育・保育の量の見込み(第2期計画書 48・50頁)

令和5年度・令和6年度

(2) 見直し案

資料3